

奥州市学校給食センター調理業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

奥州市では、学校給食が教育の一環であることを理解し、今後も安全・安心な学校給食を安定的に提供しながら、学校給食業務の運営の合理化を図るため、学校給食センターにおける調理業務を民間事業者へ委託します。

本業務の委託にあたっては、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により受託候補者を選定します。

受託候補者の選考にあたり、要件や手続き等の必要な事項を定めましたので、当該プロポーザルへの参加を希望される場合は、プロポーザル参加申込書に必要書類を添付のうえ提出してください。

2 業務の内容

(1) 業務の名称

奥州市学校給食センター調理業務

(2) 業務の概要

別添「奥州市学校給食センター調理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めています。

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間

3 業務委託料の上限額

454,767千円（消費税及び地方消費税を含む3年間の総額）

4 実施形式

公募型プロポーザル方式による随意契約

5 参加資格要件と参加制限

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる資格要件を満たし、かつ、参加制限に該当しない単独企業とします。

【資格要件】

ア 学校給食法第1条に規定する目的に沿って、学校給食が教育の一環であることを理解し、児童生徒のために安全な学校給食の調理等を円滑に実施できること。

イ 「令和7年・8年度奥州市入札参加資格者名簿03物品・役務・賃貸等」に「給食調理」として登載されていること。ただし、名簿に登載されていない者であっても、次に掲げる書類を提出することで、本プロポーザルに参加することができる。

① 法人等の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書

② 法人等の法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
③ 市区町村民税に滞納がないことの証明書
ウ 県内に本社、支社又は営業所などの営業拠点を有していること。

【参加制限】
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する。
イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立てが行われている又は行われた。
ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている又は行われた。
エ 国税、地方税等を滞納している。
オ 過去3年以内に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業停止の処分を受けた。
カ 奥州市暴力団等排除措置要綱（平成27年奥州市告示第26号）に基づく排除措置を受けている。
キ 宗教活動や政治活動を主たる目的としている。
ク 奥州市から指名停止を受けている。

6 全体スケジュールと提案書等の作成

(1) スケジュール

項目	日程
① 実施要領、仕様書の公表	令和7年10月1日（水）
② 現場見学会（希望企業のみとし、開始時間を調整）	令和7年10月14日（火）
③ 質問書の提出期限	令和7年10月17日（金）
④ 質問書の回答期限	令和7年10月22日（水）
⑤ 一次審査用書類の提出期限	令和7年10月29日（水）
⑥ 二次審査用書類の提出期限	令和7年11月14日（金）
⑦ プレゼンテーション審査及びヒアリング審査の実施	令和7年11月20日（木）
⑧ 最終審査結果通知	令和7年11月25日（火）
⑨ 優先交渉権者との交渉と協議の開始	令和7年12月上旬
⑩ 業務委託契約の締結	令和7年12月下旬
⑪ 委託業務の開始	令和8年4月1日（水）

(2) 現場見学会

令和7年10月14日（火）とし、希望企業等ごとに開催日時を調整して本業務に係る現場見学会を開催します。見学を希望する場合は、「12 問い合わせ先」まで連絡してください。

ア 時間	・江刺学校給食センター	見学：9：00～9：30	質疑応答：9：30～9：40
	・東水沢学校給食センター	見学：10：00～10：30	質疑応答：10：30～10：40

イ 人数 1社2名まで

ウ 持ち物 調理室用白衣、調理室用上履き、腸内細菌検査結果（※）

※参加希望者は、10/14より前2週間以内に腸内細菌検査を実施してください。

(3) 質問の受付及び回答

ア 質問方法

質問書（別紙）を電子メールで「12 問い合わせ先」に提出してください。送受信漏れを確認するため、当市より2営業日間に受信した旨のメールを返信します。

なお、電話、口頭での質問及び提出期限後の質問は受け付けません。また、質問の内容は本実施要領に関することに限ります。

イ 質問書の提出期限

令和7年10月17日（金）

ウ 回答方法

令和7年10月22日（水）までに質問に対する回答を市ホームページで随時又は一括で公表します。

なお、質問及び回答によって必要が生じた場合は、本実施要領又は仕様書の内容を修正する場合があります。

(4) 参加申込書等の作成及び提出

本プロポーザルへの参加申込者は、一次審査及び二次審査ごとに次の奥州市学校給食センター調理業務公募型プロポーザル審査要項に定める書類を提出してください。書類のサイズや枚数は様式ごとに指定しています。二次審査用の書類は様式番号順にレールホルダー等に綴じ込んで提出してください。

ア 提出書類

【一次審査用】提出部数：1部

書類名	様式番号
① 公募型プロポーザル参加申込書	様式第1号
② 会社概要書	様式第2号
③ 業務実績調書	様式第3号
④ 業務実施体制	様式第4号

【二次審査用】提出部数：10部

書類名	様式番号
⑤ 奥州市からの事前質問回答書	様式第5-1号から 様式第5-7号まで
⑥ 見積書	様式第6号

イ 提出期限

【一次審査用】令和7年10月29日（水）まで

【二次審査用】※一次審査通過者のみ

(ア) 様式第 5 - 1 号から様式第 5 - 7 号まで … 令和 7 年 11 月 14 日（金）まで

(イ) 様式第 6 号及び様式第 7 号 … プレゼンテーション審査及びヒアリング審査当日

ウ 提出場所

奥州市教育委員会事務局学校教育課学校健康係

岩手県奥州市江刺大通り 1 番 8 号

エ 提出方法

郵送又は持参によるものとし、提出期限までの必着とします。

オ 留意事項

- ① 提出期限を超過した提出書類は受け付けません。
- ② 提出期限を超過した後の書類の変更、差替え又は再度の提出は認めません。
- ③ 提出された業務内容提案書等は返却しません。業務内容提案書等は、契約交渉相手方の選定目的以外に提出者に無断で使用しないことを約束します。

7 一次審査

(1) 審査方法

参加資格要件への適合や業務実績の有無を確認するため、奥州市が設置する審査委員会において一次審査を行います。

(2) 審査結果

一次審査の結果を令和 7 年 10 月 31 日（金）に参加申込者に対して書面及び電子メールで通知します。

8 二次審査及び契約交渉相手方の選定

業務内容提案の審査は、奥州市が設置する審査委員会において業務内容提案書等及びプレゼンテーションの内容を審査し、最高得点の者を第一優先交渉権者とし、次点の者を第二優先交渉権者とします。

(1) プレゼンテーション審査及びヒアリング審査

ア 実施日

令和 7 年 11 月 20 日（木） ※ 詳細は、別途通知します。

イ 発表時間

1 企業につき 40 分（プレゼンテーション 20 分、質疑応答 20 分）

ウ 発表方法

- ① 業務内容提案書等についてのプレゼンテーションをお願いします。新たな資料の提出は認めません。
- ② モニターは市が用意しますが、パソコン等の機材は各自で用意してください。
- ③ 出席者は 1 参加者につき最大 3 人までとします。
- ④ プレゼンテーションの審査は、非公開で実施します。

(2) 審査方法

一次審査及び二次審査は、別に定める「奥州市学校給食センター調理業務公募型プロポー

ザル審査要項」に基づき実施します。

(3) 審査結果

審査の結果を令和7年11月25日（火）に審査会に参加した事業者に対して書面及び電子メールで通知します。また、第一優先交渉権者については、奥州市ホームページにおいて企業名及び評価点等を公表します。

9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ① 参加者1者が複数の提案をした場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 本実施要領に定める提出書類の作成及び条件等を逸脱した提案であった場合
- ④ 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 審査員に対し、選定に係る接触の事実が認められた場合
- ⑥ 参加資格要件を欠くことになった場合
- ⑦ その他本実施要領に違反する等、審査会が不適格と認めた場合

10 契約の締結

- (1) 審査の結果、最高得点の者を第一優先交渉権者とし、契約締結に向けた協議を行います。
この場合において市は、第一優先交渉権者の提案内容に対して、審査結果に基づき協議、修正を求めることができることとし、第一優先交渉権者は誠実に応じるものとします。
- (2) 第一優先交渉権者と協議が成立した場合において、奥州市財務規則（平成18年奥州市財務規則第57号）の規定により業務委託契約を締結します。
- (3) 契約方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約とします。
- (4) 契約の履行に当たっては、仕様書及び業務内容提案書等の内容を実行するものとします。
- (5) 選定後、契約の資格要件を満たさなくなった場合は、第一優先交渉権者としての資格を取り消します。
- (6) 第一優先交渉権者が正当な理由なく契約しない場合、又は協議が整わなかった場合は、第二優先交渉権者と契約について協議します。

11 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加者が1者の場合であっても、審査は行います。
- (2) 本プロポーザルに関する業務内容提案書等の作成、提出等の一切の経費は、参加者の負担とします。
- (3) 本プロポーザルにより知り得た情報は、他者に漏らしてはなりません。
- (4) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は受け付けません。
- (5) 本プロポーザルは契約交渉相手方の選定を目的とし、契約において市は、選定した業務内容提案書等の内容に拘束されないものとします。
- (6) 提案内容の実施に関しては、市と再度協議をして内容を決定します。

- (7) 市は、提出された資料について、奥州市情報公開条例（平成18年奥州市条例第17号）の規定に基づく請求により、第三者に開示することができるものとします。ただし、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報等については、非公開とします。
- (8) 本実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同施行令及びその関係法令並びに奥州市が制定する関係条例、規則等に従うものとします。

12 問い合わせ先

奥州市教育委員会事務局学校教育課 学校健康係

郵便番号：023-1192

住 所：岩手県奥州市江刺大通り1番8号

電話番号：0197-34-1633

E-mail：gakkyou1@city.oshu.iwate.jp